

神奈川県立大船フラワーセンター  
指定管理者外部評価委員会  
評価報告書

令和4年4月

## 1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
飯島 健太郎	東京都市大学教授	学識経験者
○飯塚 克身	日本植物園協会理事	施設の事業内容に精通した者
岡本 由美子	公認会計士	経理
◎城田 孝子	弁護士	法務
高島 眞美	社会保険労務士	労務管理

## 2 スケジュール

令和4年1月19日	募集要項配布、募集・質問受付開始
令和4年1月28日	募集説明会 参加団体 4団体
令和4年3月1日	質問受付終了
令和4年3月14日	募集受付終了 応募団体 1団体
令和4年4月22日	委員会開催（プレゼンテーション、質疑応答、採点・評価等を協議）

## 3 評価の実施方法

### (1) 会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第2号「会議を公開することにより公正又は円滑な運営に著し支障を生ずるおそれがあるき」の規定により、第1回委員会では指定管理者の選定に係る基準の協議を非公開とし、第2回委員会では評価が含まれる部分について非公開とし、応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答を公開として開催した。

### (2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

応募団体の申請書類を受理した神奈川県環境農政局農水産部農政課において、神奈川県暴力団排除条例に基づく警察本部への照会等の資格審査を行うとともに、事前に委員へ申請書類の送付を行った。

### (3) 外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で協議を行い、委員会として評価点を決定した。

#### 4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ サービスの向上(55)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	管理・運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○花き園芸及び植物に関する知識の普及を図るとともに、植物に親しむ場を提供する施設としての役割を踏まえ、指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針及び考え方</li> <li>○フラワーセンターの主な保有植物の種類数の維持充実、ボリュームアップに係る方針及び考え方</li> <li>○主な保有植物の種類数の減少防止に係る方針及び考え方</li> <li>○四季を通じて花き等を観賞できる魅力の維持に係る方針及び考え方</li> <li>○業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> </ul>	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第2条</li> <li>・ 規則第3条第2項</li> </ul>	様式2 I-1  様式4
	(2) 施設の維持管理	施設の特性を踏まえた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第3条第1号、第5条第3号及び第7条第2号</li> </ul>	様式2 I-2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	より多くの利用を図るための取組  苦情要への対応、利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○花き及び植物に関する知識を多くの方々へ普及する事業内容や取組</li> <li>○利用者に対して、花き及び植物に接する機会を提供する取組</li> <li>○花育の推進に係る取組</li> <li>○展示植物に関する情報や知識をより分かりやすく伝える取組</li> <li>○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> <li>○手話言語条例への対応</li> <li>○施設の魅力を向上させるために行う自主事業の内容</li> </ul>	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第3条第3号</li> <li>・ 条例第12条第3号</li> <li>・ 条例第13条</li> <li>・ 規則第3条第2号</li> </ul>	様式2 I-3
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスの向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> <li>○利用料金の設定及び減免の考え方</li> </ul>	5			

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ サービスの向上(55)	(4) 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> <li>○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針</li> <li>○急病人等が生じた場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</li> </ul> </li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 3 号</li> <li>・ 条例第 7 条第 1 項第 1 号</li> </ul>	様式 2 I-4
		花き愛好者団体等の活動充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○花き愛好者団体等の展示活動の促進及び支援に係る取組</li> <li>○新規団体の展示活動の開拓に係る取組</li> </ul>	5		
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域と連携、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の特性及び役割を踏まえた地域資源との協力体制の構築に向けた取組</li> <li>○ボランティア団体等の育成及び連携に係る取組</li> <li>○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</li> </ul>	5	規則第 3 条第 2 号	様式 2 I-5
Ⅱ 管理経費の節減等(20)	(6) 節減努力等	管理経費等	$20 \times (a) \div (b)$  「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額… (a)  提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）… (b)	20	条例第 5 条第 5 号	様式 3
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 5 条第 4 号</li> <li>・ 規則第 3 条第 1 号</li> </ul>	様式 2 III-7

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
目 団体の業務遂行能力(25)	(8) 財政的な能力	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5	条例第5条第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式3</li> <li>・団体等の事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> <li>・事業実績書</li> <li>・決算書等</li> </ul>
	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> <li>○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>○手話言語条例への対応</li> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第5条第3号</li> <li>・条例第7条第1項第1号</li> </ul>	様式2 III-9
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第5条第3号</li> <li>・条例第7条第1項第1号及び第3号</li> </ul>	様式2 III-10
	(11) これまでの実績	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>○県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	条例第5条第3号、第4号及び第6号	様式2 III-11

## 5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	アメニス大船フラワーセンターグループ 代表：(株)日比谷アメニス 構成：(公財)鎌倉市公園協会、(株)日比谷花壇、相鉄企業(株) (東京都港区)	46	20	23	89

## 6 提案概要及び評価の内容

提案者	アメニス大船フラワーセンターグループ
-----	--------------------

### (1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

#### 【指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等】

1 花き園芸及び植物に関する知識の普及を図るとともに、植物に親しむ場を提供する施設としての役割を踏まえ、指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針及び考え方

##### (1) 大船フラワーセンターの役割

神奈川県が定める大船フラワーセンターの主要な役割とする「花き園芸及び植物に関する知識の普及」、「植物に親しむ場の提供」及び「観光資源としての役割及び持続可能な開発目標 (SDGs) への寄与」の3つに、指定管理者として認識する「歴史に基づく植物園機能の継承」及び「地域コミュニティの醸成」の2つを加えた5つを大船フラワーセンターに求められる役割として位置付ける。

##### (2) 大船フラワーセンターの管理運営方針

###### ア 基本方針

- 大船フラワーセンターを将来にわたり県民の財産として継承・発展させていくべく運営の道しるべを示すとともに、花やみどりに関し親しみやすい運営を行い、また時代に応じた新たな取組にチャレンジし、県民や地域の期待に応える。

###### イ 管理運営方針

- 植物の維持充実と学習機能の発展 (植物に親しみ学習できる企画の実施)
- 地域コミュニティの場として多くの方に親しまれるフラワーセンター (地元との連携の促進)
- これからのライフスタイルを踏まえたゆとりある施設運営とSDGsへの寄与 (コロナ禍を意識した屋外施設の運営)

2 フラワーセンターの主な保有植物の種類数の維持充実、ボリュームアップに係る方針及び考え方

##### (1) 主な保有植物の維持充実方策

- ハス及びハナショウブに関する維持充実方針 (品種拡大や株数の増殖)
- 大学教授との連携によるハナショウブの品種同定

##### (2) 主な保有植物の展示・公開方法

- フラワーリレーとして年間を通じて「主な保有植物」を観賞できる取組
- 大船系品種の由来を掲示 (利用者への理解促進)
- ハナショウブの新たな展示に向けた展示場所の改修 (水辺の再現)
- 植物に応じて専門的人材と連携 (ハナショウブ・ハス・バラ)

3 主な保有植物の種類数の減少防止に係る方針及び考え方

- ハナショウブについては、品種によって枯死のリスクに差があることから、強健さと希少さの2つを加味して、園内の品種について重点的に保護すべき優先を策定
- 固有品種の保存に係るリスク分散として外部機関 (大学圃場、グループ指定管理施設及び植物園協会) による品種の保存を行う。
- 類似施設で植栽管理の経験がある植栽管理マネージャーを設置する。

- 植栽管理の技術向上のためのスタッフ研修の実施やグループ企業がもつ樹木医を活用する。
- 4 四季を通じて花き等を鑑賞できる魅力の維持
- アジサイ及びハスのコレクションの品種数を増加し園内品種をボリュームアップ
- 来園者を出迎えるためのエントランスゾーンを歳時記（七夕、ハロウィン、クリスマス、迎春、バレンタインデー等）に合わせて装飾を実施（主な保有植物の鉢植えを花壇に織り交ぜる。）
- 樹木の効用を活かすことを目的として、樹木の役割と機能を明確にした管理手法を導き出す「ファンクショナルトリム」の設定（樹木医の立ち合いによるデータ管理）
- 5 業務の一部を委託する場合の業務内容等
- 県内企業への優先的な発注や複数社から見積を取得した発注（コストダウン）
- 障がい者就労施設からの優先した物品調達

**【施設の特性及び課題を踏まえIoT技術を活用した維持管理】**

- 1 維持管理の基本方針
- 施設管理に特化したグループ企業を活用した設備の保守、清掃及び警備業務の実施
- 2 執行体制
- スーパーバイザー（多数の業務経験を有するスペシャリスト）による現地の定期的な確認を実施
- 維持管理業務の統括を担うファシリティマネージャーの設置
- ファシリティログの導入による点検作業の効率化（アプリを用いた記録の蓄積）
- 3 清掃業務
- 施設が清潔な状態で利用者を迎えるため開園前清掃を実施
- 植物園の特性上、砂や土で汚れやすいため、ガラス及び床は年4回の清掃を実施
- 4 警備業務
- 警備員を24時間常駐で設置
- 無線ディテクターを用いた盗撮・盗聴器の調査

**【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金】**

- 1 より多くの利用を図るための取組
  - (1) 目標入園者数
    - 令和9年度には25万人と年度毎に目標を設定
  - (2) イベント企画運営等
    - 来園のきっかけづくりや植物を深く知るための企画として、ぬいぐるみのお泊り会や音楽、ダンスイベント、メモリアルフォト教室、小学生工作発表会、出張熱帯植物園（都立夢の島熱帯植物館）、オンラインツアーイベント、早朝・夜間開園（各種植物の開花期に合わせて実施）等を実施
    - 季節の展示等と連動したイベントとして、ハーブティー試飲やキャンドル・せっけん作り等のワークショップ、季節のフラワーフェス（見頃の植物がみられるシーズンを利用した企画）を実施
    - 日常的に訪れてもらうためのイベントとして、園内を活用してヨガ等を行う青空エクササイズや園内で採れた植物を材料として無料で個人が自由に体験できるセルフクリエイションを実施
    - 花き愛好者団体及び施設独自による展示会や講演会の実施

- 季節ごと園内の見頃の植物を案内する園長さんぽ、植物に親しむきっかけとなる園芸教室・ワークショップ等を実施
- 花育の推進として芝の栽培キットを用いて、植物の生育を通じて命を学ぶ取組を実施
- ラミネートフィルムの作成、オンライン植物解説、大船系品種をPRする展示植物の解説作成等の展示植物に関する情報や知識のわかりやすく伝える取組を実施
- (3) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等
- 年間の植物の見頃のタイミングや展示、イベント等の時期に合わせた広報を実施（近隣交通機関との連携、SNS・動画配信サイトの活用、テレビ・新聞等へのメディア活用）
- (4) 手話言語条例への対応
- タブレットを使用して手話通訳士を活用して対話型通訳ができるシュアール社の遠隔手話通話サービスの活用
- 職員に対する手話研修の実施

## 2 自主事業の実施、苦情要望等への対応、料金設定

- (1) 施設の特性を効果的に生かすために行う自主事業の内容等
- 飲食事業としてレストハウスにてカフェ・レストランの営業及び玉縄桜の開花期や天候の良い春・秋にはケータリングカーによる飲食販売を実施
- 鎌倉野菜市を実施
- 花苗等の販売事業を実施
- 芝生広場やグリーンハウスでのヨガ教室などの講座開催
- (2) サービスの向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等
- 満足度調査（アンケート）、地域自治体等へのヒアリング等を実施し、把握した要望を3つの分類に分けて対応する。
- 対応結果は毎月県に対して報告
- (3) 利用料金の設定、減免の考え方
- 入園料金は大人400円、学生・20歳以下200円、高校生・65歳以上150円として、季節変動料金は設定しない。
- 年間パスポートは大人2,000円、学生・20歳以下、高校生・65歳以上1,000円
- 駐車場料金は普通車200円／1時間（以降30分100円）、大中型車620円／1時間（以降30分300円）
- 毎月第2及び第4月曜日と12月29日から1月3日までを休園とし、毎月第2及び第4月曜日の休園日は園内植栽の開花状況等に応じて臨時開園をする。

### 【事故防止等安全管理】

#### 1 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

- (1) 巡回点検による安全対策
- 運営協議会に合わせ四半期に1度、各構成各社の本社職員が安全状況を確認する安全パトロールを実施
- (2) 事故・災害情報の蓄積と活用
- 園内で発生した施設に起因する事故や、気象災害に伴う園内被害状況を蓄積し、巡回時の重要確認箇所を記録したパトロールポイントマップを作成
- (3) マニュアル作成・保険加入
- 緊急時マニュアルの作成及びマニュアルに基づく訓練を毎年実施
- 損害賠償保険、行事参加者傷害保険、個人情報漏洩保険に加入

2 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

(1) 風水害等に係わる注意報・警報発令時の対応体制

- 警報発令時で、開園時は緊急巡回要因を指名し2名体制で緊急巡回を実施し、閉園時は常駐する警備員が園内状況を確認し、責任者及び県農政課に報告する。

(2) 風水害等の被害が生じた場合の対応

- 責任者は初期対応を担う「情報連絡かかり」「救護・避難誘導係」「応急措置係」の3つの役割に職員を選任

【地域と連携した魅力ある施設づくり】

1 花き愛好者団等の活動充実

(1) 花き愛好者団体等の活動充実

ア 花き愛好者団等の展示活動についての考え方

- 長年展示会を実施している団体の活動の尊重を原則として、開催毎の展示報告書及びアンケート集約によって、展示内容、レイアウト、入園者数の実績をもとにした開催方法の提案や広報戦略の見直しを提案

- 日比谷花壇が培ってきた集客施設・商業施設等でのディスプレイ技術を生かして各団体に合わせて展示方法を愛好者団体と共に検討

イ 花き愛好者団体の活動充実についての具体的な取組み

- 各愛好者団体の代表者と施設運営者が参加する連絡協議会を年に1～2回開催

ウ 花き愛好者団体の展示会の魅力アップのための具体的な取組み

- 貸出備品やPOPの充実

- 展示物の什器、小物の配置等のディスプレイに関するアドバイスや相談を実施

エ 菊花展の魅力アップのための具体的な取組み

- 生産者それぞれ持ち寄った菊で一つの作品を完成させる正面装飾の実施

- 売店、レストランで菊花展開催中に菊を使った期間限定商品を販売

- 親子連れや若年層へも菊花展へ来園するきっかけとして、菊のボールアレンジや髪飾り等のお子様でも参加できるワークショップの実施

- 夜間ライトアップと組み合わせた写真映えな空間演出

(2) 新規団体の展示活動の開拓に係る取組

- 展示実績データをもとにした関係各所へのアプローチ

- 類似施設との連携

- 他施設で展示を行っている人気の団体やSNSで活動を発信している個人や団体への声かけ

2 地域の連携

(1) 地域人材の活用やボランティア団体との連携による、地域の実情に即した協力体制の構築や利用者サービスの向上

ア 地域連携の基本的な考え方

- 「地域の特性」と「施設の特性」を踏まえた上で産官学民の様々な立場にあるステークホルダーとの連携・協力体制の構築に取り組み、ステークホルダー同士の結びつき（おおふなコミュニティ・ネットワーク）を構築する。

イ 企業・団体との連携

- 町内会や神奈川県商工会議所連合会へ参加

- 企業のCSR担当者が参加するワーキング等で、公園でのCSR活動を提案する。

- 花菜ガーデンとの連携を図り、イベントの同時開催等を行う。

ウ 近隣教育機関との連携

○ コロナ禍における施策として、オンラインによる体験学習プログラムの提供を教育機関に提案する。

○ 幼稚園・保育園向けの教育プログラムの提供、地元企業・教育機関との連携した事業等を実施

エ ボランティアの育成

○ 平成30年に活動を開始している「大船フラワーセンターサポーター制度」を継続させ、分科会の発足につなげる。

(2) 地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

○ 植栽管理は鎌倉市内の造園会社で構成する「鎌倉造園界」と年間契約を締結

(管理経費の節減等について)

○ 県積算額 : 667,220,000円 (年額133,444,000円)

○ 提案額 : 533,776,000円 (年額106,755,200円)

○ 節減額及び節減率 : 133,444,000円 (節減率20.0%)

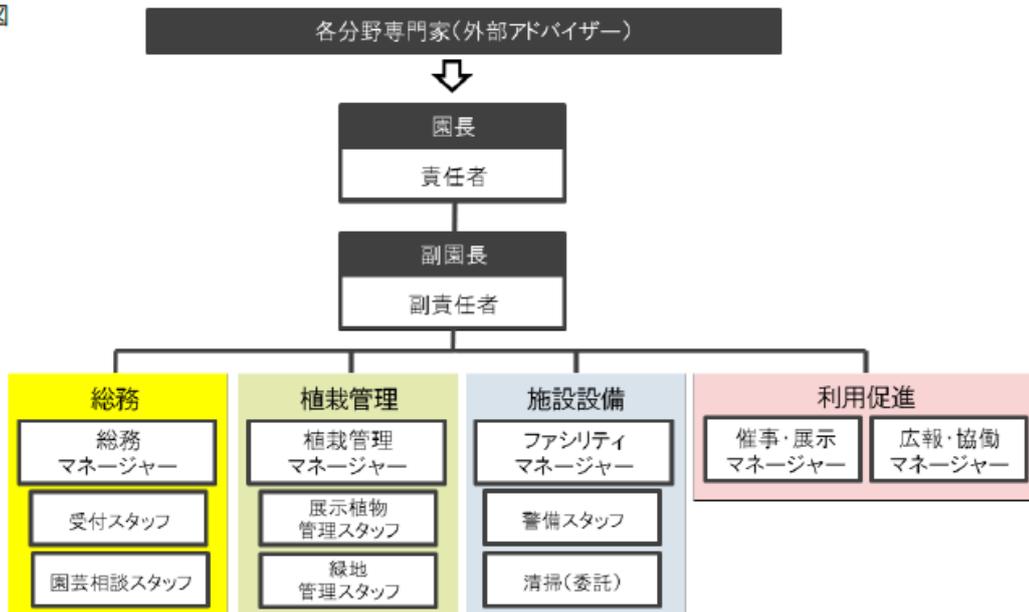
※ 選定基準によって定める計算式により計算した評価点は20点

(団体の業務遂行能力について)

【人的な能力、執行体制】

○ 人員配置 (体制図)

■体制図



【コンプライアンス、社会貢献】

1 諸規定の整備について

○ 本業務に従事する全てのスタッフが、代表企業が毎年行う法令研修を受講

○ 運営委員会において代表企業及び構成企業各社が社会水準を鑑み、適正価格を協議の上、策定

・非正規雇用従業員は県の臨時的任用職員の時給の賃金単価を参考に給与単価を設定

・正規雇用従業員は構成各社の内部規程に基づき設定

・職責や職務内容、個人の能力に応じて各社内部規程に基づき給与を設定

- ・責任者の教育による関係法令への理解浸透
- 2 指定管理業務を行う際の環境への配慮状況
  - 園内で発生する植物性残渣（剪定枝等）を廃棄物ではなく資源と捉え、地産地消・循環型社会の考え方を施設運営に取り入れる
- 3 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績
  - 株式会社日比谷アメニス : 不足数0.5人
  - 一般社団法人鎌倉市公園協会 : 障がい者に係る雇用義務はない
  - 株式会社日比谷花壇 : 不足数なし
  - 相鉄企業株式会社 : 不足数0.5人

不足数がある団体については、公共施設での障がい者雇用の推進や職場実習合同面接会等に参加し採用を図る。
- 4 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組みについての考え方
  - 障害者差別解消法に基づき県が定めた「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に則り、「不当な差別的取扱いを行わないこと」「合理的配慮を行うこと」の2つを原則として、障がい者でない人と同等の機会を提供することを念頭に運営する。
  - 車いすの来園者を想定し、おすすめの回遊ルートを記載したバリアフリーマップを作成
- 5 手話言語条例への対応
  - スタッフに毎朝の朝礼時に手話での挨拶や簡単な案内等を講習
  - 毎年9月23日の手話言語の国際デーには手話に関する啓発・広報活動を実施
- 6 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組
  - 一般社団法人パブリックデザインコンソーシアムを通じた、施設・設備等の新製品の実用化に向けた展示の場の提供
- 【事故・不祥事への対応、個人情報保護について】
- 1 事故・不祥事への対応
  - 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事について、いずれの構成団体においても、該当する事項はない。
- 2 個人情報保護
  - 個人情報の利用目的と範囲を明確に定め、本人同意の上適正かつ公正は手順により必要最低限の情報のみ収集
  - 専門会社によるPCセキュリティ体制の確立、漏洩防止策を実施
  - 代表団体日比谷アメニスが情報漏洩賠償責任保険に加入
- ※ 簡条書き等で概要を記載する。
- 【これまでの実績】
- 1 実績
  - 平成30年度より大船フラワーセンターを管理運営
  - 他の自治体での類似施設等の運営実績あり
- 2 県又は他の自治体における指定取消し有無
  - 構成団体のいずれにおいても、該当事項なし。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	管理・運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花き園芸及び植物に関する知識の普及を図るとともに、植物に親しむ場を提供する施設としての役割を踏まえ、指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針及び考え方</li> <li>・フラワーセンターの主な保有植物の種類数の維持充実、ボリュームアップに係る方針及び考え方</li> <li>・主な保有植物の種類数の減少防止に係る方針及び考え方</li> <li>・四季を通じて花き等を観賞できる魅力の維持に係る方針及び考え方</li> <li>・業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> </ul>	15	12	12	15	12	12	12
	施設の特性及び課題を踏まえた維持管理	清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	5	5	5	4	5	5
	より多くの利用を図るための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花き及び植物に関する知識を多くの方々へ普及する事業内容や取組</li> <li>・利用者に対して、花き及び植物に接する機会を提供する取組</li> <li>・花育の推進に係る取組</li> <li>・展示植物に関する情報や知識をより分かりやすく伝える取組</li> <li>・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> <li>・手話言語条例への対応</li> <li>・施設の魅力を向上させるために行う自主事業の内容</li> </ul>	15	12	12	12	9	15	12
	苦情要望等への対応、利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> <li>・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針</li> </ul>	5	4	4	5	3	4	4
	事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> <li>・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針</li> <li>・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</li> </ul>	5	5	5	5	4	3	4

	花き愛好者団体等の活動充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花き愛好者団体等の展示活動の促進及び支援に係る取組</li> <li>・新規団体の展示活動の開拓に係る取組</li> </ul>	5	5	4	5	4	5	5
	地域との連携、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の特性及び役割を踏まえた地域資源との協力体制の構築に向けた取組</li> <li>・ボランティア団体等の育成及び連携に係る取組</li> <li>・地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</li> </ul>	5	4	5	5	4	5	4
管理経費の節減	管理経費の節減努力等	$20 \times (a) \div (b)$ 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額… (a) 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）… (b)	20	20	20	20	20	20	20
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5	5	5	5	4	5	5
	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5	4				4	

	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> <li>・ 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>・ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>・ 手話言語条例への対応</li> <li>・ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組</li> </ul>	5	5	5	4	4	5	4
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>・ 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>	5	5	5	5	4	5	5
	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>・ 県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	5	5	5	5	5	5
合 計			100						89

### (3) 評価講評

<p>総合的に判断して、指定管理者候補として適切とした。</p> <p>評価できる内容について次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の指定管理施設の運営者として、実績ベースのしっかりした提案であると評価できる。</li> <li>○ 多肉植物に関する花き愛好者団体の誘致力は全国規模と言え、これを目当てに来る来園者もいるため、こうした団体をしっかり受け入れて施設の良さを発信することは評価できる。</li> <li>○ 委託予定業務については、地元企業に委託する提案であることが評価できる。</li> <li>○ 提案された人員配置は、労務管理に関する法律に照らして問題がなく評価できる。</li> </ul>
--

懸念される内容、要望として次のようなものがあった。

- 展示植物の種類管理について、目録に基づく管理とあるが、集めたコレクションに対して写真等を添付するなど、どのような整理で植物に関する記録を残し、これを継承するのかという提案が示されなかった。
- 利用促進を図るためには、植物以外の専門の方から意見を聞くような体制が必要である。

## 7 議事概要（主要論点）

<審査項目「管理・運営方針」についての審査過程>

（委員長）「管理・運営方針」の採点だが、15点と12点の委員が分かれているため、意見を伺う。

（委員）集めた植物をデータとして取りまとめて引き継げるような提案がなかったことから12点と評価した。

（委員）都市公園としての提案であれば満点に近いが、植物園としてプラスアルファで何をすべきかという提案が少し不足していたため12点とした。

（委員長）それではこの項目は、12点とする。

<審査項目「より多くの利用を図るための取組」についての審査過程>

（委員長）「より多くの利用を図るための取組」の採点だが、15点から9点の委員が分かれているため、意見を伺う。

なお、当該項目については特段の問題がないが、より具体的な提案を欲しいと感じたため、9点と評価した。

（委員）植物園として必要な提案はされており、この点は評価できる。

しかし、施設まで足を運ばない方へ対して植物の魅力等をSNSで動画等を活用して発信するのは一般的であり、施設の植物の魅力をより発信するための具体的な提案が不足していたと考え、12点と評価した。

（委員長）それではこの項目は、12点とする。

<審査項目「財政的な能力」についての審査過程>

（委員長）「財政的な能力」の採点について意見を伺う。

（委員）構成団体である1つの企業の直近の業績について、流動負債が多く業績が良くないことから4点とした。

（委員長）それではこの項目は、4点とする。

<審査項目「コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程>

（委員長）「コンプライアンス、社会貢献」の採点だが、5点又は4点の委員が分かれているため、意見を伺う。

（委員）構成団体の中に障がい者の雇用義務について未達成の企業があるため、4点と評価した。

（委員長）それではこの項目は、4点とする。